

地域森林の適切な利用・保全と林業経営のさらなる発展に向けて
JForest ビジョン 2030
京丹波森林組合運動方針

京丹波森林組合第2次中期計画

-Think The Forest-

(地球に生き 地域に生かされ 未来へ活かす!)

令和4年3月

京丹波森林組合

京丹波森林組合第2次中期計画

目 次

I 全体概要

1. 全国統一目標（スローガン）
2. 運動期間

II 10年後の夢・目指す姿

1. 京丹波森林組合の夢
2. 京丹波森林組合の目指す姿

III 取組内容

1. 都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立
2. 循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化
3. 高度人財の確保・育成
4. 協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立
5. 国民生活及びSDGsへの貢献

IV 目標設定



※令和4年2月9日の理事会で承認された

I. 全体概要

1. 全国統一目標（スローガン）

地域森林の適切な利用・保全と林業経営のさらなる発展に向けて

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和 6 年度より森林環境税(*1)が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税(*2)の活用を協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGs の達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の 3 つの課題に取り組むこととする。

(1) 組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

(2) 働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

(3) 事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎え林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度(*3)、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大や ICT（情報通信技術）の活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

2. 運動期間

令和 12 年度末まで

※ 令和 7 年度に 5 年間の取組事項の成果検証を行う。

II. 10年後の夢・目指す姿

1. 京丹波森林組合の夢

- 職員一人一人が多様な技術を身に付け、互いに補完し合えるような組織体制の構築。
- 適正な間伐に加えて、皆伐・再造林を行うことで循環型林業を推進していく。
- 組織全体の連携をしっかりと整え、労働災害ゼロ。

2. 京丹波森林組合の目指す姿

(1) 職員・組合員について

- 内勤職員 20 名(嘱託含む)、現場技能者 20 名を実現し、お互いにコミュニケーションを取り合いながら、業務を円滑にするため情報共有が行き届いた職場を目指す。
- 組合員・地域住民に向けての説明会を積極的に行い、事業提案や利益還元に努め、認知される組織を目指す。

(2) 事業について

- 作業効率化を図るために、計画的な高性能林業機械の更新をし、年間素材生産量 15,000 m³を目指す。
- 実行性の高い計画を作成し、事業を円滑に進め、当期剰余金 5 百万円を目指す。

(3) その他

- 今後も広報誌の発行やHPの定期的な更新、また、森林組合感謝 DAY 等を開催することで組合員・地域住民との交流を図り、開かれた組織を目指す。

Ⅲ. 取組内容

項目 1：都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

(1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

- 森林環境譲与税や森林経営管理制度により地域の森林管理における市町村の役割が高まっていることを受け、地域の森林の長期的な管理方針について市町村に提言・協議を行い、市町村と森林組合が両輪となり持続可能な林業経営につなげる。
- 循環型林業を確立するために、市町村とビジョンを共有し、先を見据えた森林づくりを提案していく。
- 普及啓発として、小学校の授業時間等を活用した森林環境教育の拡大を図り、未来の担い手の芽を咲かせるよう努める。

(2) 森林環境譲与税の有効活用

- 森林環境譲与税の使途や成果について、積極的な広報・普及啓発活動に努める。
- 社会の情勢、地域のニーズに合った森林の利用方法や木材の活用方法、その他の取り組みについて積極的に提案していく。また、人財を確保するため、新規就業者を積極的に雇用し、育成していく。

(3) 森林経営管理制度の推進

- 市町村と連携し、地域の森林を守っていくため、森林所有者への意向調査や境界明確化へ積極的に取り組むとともに、「意欲と能力のある林業経営者」として経営管理実施権を活用し努める。
- 森林経営管理制度が円滑に図られるよう、常に職員は関心を持ち、計画対象地の選定等の実施に協力する。
- 森林組合の主たる事業として位置づけ、既定の森林整備事業等とともに活用を進め今後の取り組みの大きな柱とする。

項目 2 : 循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

(1) 森林の適切な整備と災害対応

- 近年多発する豪雨災害を受けて森林の持つ公益的機能の強化に期待が高まっていることから、引き続き健全な森林づくりに向けて間伐等の森林整備を推進する。
- 今後も京丹波方式(*4)の間伐事業、皆伐事業を継続的に進め、約7,000haの町内要間伐森林について効率的な整備に取り組む。また、災害発生時には地域森林の現況や蓄積、更にドローンからの地理的情報等、そして緊急時における伐採技術等も提供できるよう行政と連携し、復旧や支援に積極的に協力する。

(2) 低コスト・循環型林業の確立

- 搬出を主とした間伐事業を継続して進めるとともに、公有林での皆伐・再造林による循環型林業を目指すモデル林設定等（低コスト・効率化作業システム）の事業にも取り組み、民有林に提案できるよう努める。また、森林環境譲与税等の取り組みが循環型林業推進の一つとなるよう、行政への提言・要望を積極的に行う。
- 現在ある ICT（情報通信技術）を駆使しながら、コスト削減に向けた PDCA サイクル（品質管理や業務管理における継続的な改善方法）を導入し、施業実施時との計画比較を繰り返し行う。また、この取り組みを進めるため、今後も市町村と連携し、多くの森林経営計画の樹立を推進する。

(3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

- 年間素材生産量 15,000 m³を目標とし、販売体制の確立や更なる納材先の確保、ウッドショック(*5)等不安定な市況に左右されない安定した供給体制の構築に取り組む。
- 京都府森林組合連合会を通じた系統市場への原木共同販売を更に推進し、安定供給と市場拡大により価格交渉力を強化することで、森林所有者への更なる利益還元を実現する。
- 京丹波町オンライン原木市場における顧客の確保及び安定供給に努める。

項目 3 : 高度人財の確保・育成

(1) 職員の新規採用と人財育成

- 職員・現場技能者ともに積極的な採用に努め、森林組合活動の根本となる人的資源の確保を図るとともに、民間事業体との連携を強化し、事業のアウトソーシング(業務委託)による円滑な事業推進に取り組む。
- 役職員・現場技能者各自が協同組合の一員としての意識を持ち、知識・技術の向上に努めるとともに、やりがいを持ってその能力を最大限に活かせるよう組織体制の構築を進める。
- 事業ごとに技術力等に特化した職員(スペシャリスト)の育成だけでなく、幅広い知識・技能・経験を備え、状況の変化に柔軟に対応できる職員(ジェネラリスト)の育成にも努める。

(2) 森林施業プランナー・森林経営プランナー(*6)の育成

- 森林組合の組織力の底上げには職員のスキルアップが必須となることから、事業担当者のみならず、他の職員についても積極的に資格の取得を進め、一人一人が地域森林整備の担い手としての自覚と責任を持つ。
- 森林施業プランナーを育成することで、広い視野で読み解く能力のある人財を育てるとともに、士気向上と森林組合の経営力の一層の強化を図る。
- 森林経営プランナー認定者を設置し、林業経営上の新たな課題に対しても柔軟に対応していく。

(3) 現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅

- 労働安全への配慮や福利厚生の実施による高い定着率を背景に世代交代も進め、今後は賃金水準の確保や働きがい・やりがいを感じる労働環境の整備に努める。
- 過酷な現場作業であり、安全作業を常に意識できるよう、今後も日頃からコミュニケーションを取り、お互いを気遣い合いながら労働災害ゼロに努める。

項目 4：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

(1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

- 組合活動の方針や森林管理・整備事業への一層の理解を得られるよう、組合活動における具体的なビジョンの提言を行う。
- 組合員との対話を深める座談会・森林組合感謝 DAY の開催を今までどおり実施し、世代が変わっても山や森林を大事に引き継いでもらえる山づくりに努める。
- 広報誌の発行や月 1 回以上の HP 更新を活用し、山や森林に感心を持ってもらえるよう情報発信を強化する。

(2) 森林組合経営の強化・健全化

- 役職員及び現場技能者が協力しながら、組織全体で安定した経営を維持し続けるために、明確な目標の設定と達成に至るまでの具体的な計画を作成し、計画に基づく事業の取り組みを今後も継続する。
- 女性職員も働きやすい環境・仕事を整備し、多様な人材が活躍できる職場を目指す。
- 素材生産の安定供給が図られるよう、木材市況を常に意識し、有利販売に努める。また、京丹波町オンライン原木市場の品揃えを充実させるために、針葉樹のみならず広葉樹も加えた販売を推進する。

(3) コンプライアンス態勢の強化

- 各人の責任と自覚がコンプライアンスに繋がることから、外部研修等への積極的な参加を促すとともに、今後も森林組合内でのコンプライアンス研修を実施する。
- 今後も報告・連絡・相談を常に行いながら情報共有し、役職員及び現場技能者とのつながりを徹底し、内部統制の強化を進める。

項目 5 : 国民生活及び SDGs への貢献

(1) SDGs 宣言の実施

- 組合活動の多くが SDGs (持続可能な開発目標) に密接に関連していることをアピールするため、循環型林業への取り組みなど具体的な活動内容を示し、その達成に向けた取り組みを一人一人が理解し、SDGs に貢献する。
- 広報誌や HP 等で SDGs への取り組み情報を発信する。

(2) SDGs の取り組み事項

- 年間 150ha 以上の間伐 (水源涵養機能等の保安林含む) 及び皆伐・再造林の森林整備。



- 地域の小学校と連携した森林環境教育の取り組みや、森林をフィールドにした観光事業にと積極的に交流・連携を図り、多角的な地域森林の活用。



- 事業現場への安全パトロールの実施、職員及び現場技能者への安全用品の支給と毎月の安全研修会の開催。



IV 目標設定

成果指標		令和2年度 現状	年度別計画					令和7年度 目標値	令和12年度 目標値	備考	
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
基本情報	職員数(嘱託等含む・現場技能者除く)(人)	13(17)	17(18)	17(18)	16(18)	17(18)	18(19)	18(19)	20(20)	◇	
	管内民有林面積(ha)	24,833	24,833	24,833	24,833	24,833	24,833	24,833	24,833	◇	
	うち組合員所有面積(ha)	18,088	18,036	18,036	18,036	18,036	18,036	18,036	18,036	◇	
数値項目	森林経営計画策定面積(ha)	5,536	5,750	5,960	6,280	6,720	7,340	7,340	8,890	◇	
	新植面積(ha)	5.71	14	14	11	10	10	10	12	◆	
	間伐面積(ha)	(切捨)	87	62	115	75	61	54	54	86	◆
		(利用)	75	145	124	160	158	161	161	186	◆
	主伐面積(ha)	9.4	3.3	2	2.5	3	3	3	4	◆	
	作業道開設(m)	5,312	7,300	10,100	7,000	7,100	7,400	7,400	8,000	◆	
	素材生産量(m ³)	(主伐)	4,196	1,500	1,300	1,400	1,500	1,500	1,500	2,000	◆
		(間伐)	7,490	8,500	9,200	10,400	10,900	11,400	11,400	13,000	◆
	素材生産量のうち 連合会を通じた販売量(m ³)	5,254	3,700	3,700	3,800	3,900	4,000	4,000	4,500	◆	
	高性能林業機械の導入計画	フォワーダ	2				フォワーダ	フォワーダ	2	2	
		ハーベスタ	1			ハーベスタ			2	3	
		バックホー	1						1	2	
		グラブブル	4				グラブブル	グラブブル	4	3	
		スイングキヤダ	2						2	2	
	森林施業プランナー認定者数(人)	10	9	9	10	10	11	11	13	◇	
	森林組合監査士資格取得者数(人)	1	1	1	2	2	2	2	2	◇	
	休業4日以上死傷病発生人数	0	0	0	0	0	0	0	0	◆	
事業利益(千円)	876	178	421	1,254	826	2,683	2,683	4,125	◆		
経常利益(千円)	2,412	699	1,173	2,074	1,936	3,603	3,503	4,945	◆		
当期剰余金(千円)	3,061	199	673	1,074	1,436	2,603	2,603	5,000	◆		
取組項目	代表理事の常勤化	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◇	
	女性理事・監事登用数(人)	3	3	3	3	3	3	3	3	◇	
	若年層(60歳未満)理事の就任	○	○	○	○	○	○	○	○	◇	
	ホームページ(SNS含む)の運用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◇	
	森林経営プランナーの設置	△			○	○	○	○	○	◇	
	SDGs宣言の実施	△	○	○	○	○	○	○	○	◇	

※ ◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※ ■は廃棄を表しています

※ 休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。

※ 取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「代表理事の常勤化」については、組合長が常勤となっている場合◎、組合長以外の理事のみの場合○とする。また、「ホームページ(SNS含む)の運用」については、1年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※ 「SDGs宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。

| 用語説明 |

(*1) 森林環境税 : 令和6年(2024年)年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

(*2) 森林環境譲与税 : 市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。なお、適正な用途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の用途については、市町村等は、インターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされています。

(*3) 森林経営管理制度 : 平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」がスタートしました。我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われず、伐採した後に植林がされないという事態が発生しており、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

経営や管理が適切に行われていない森林について、適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムを構築すること。

(*4) 京丹波方式 : 各行政区の森林・林業に詳しい方を京丹波町から任命された林業推進委員が中心となり、行政区で選出された森林組合の総代や行政区出身の取組の理事・監事も協力し、森林組合の提案を踏まえ、行政区の意向を取りまとめ、「森林経営計画」など、行政区における森林整備方針の樹立に繋がります。

森林組合では、職員やFK(現場技能者・フォレストキーパーの略)の技術力の向上と高性能林業機械や作業道の整備により、効率的な森林整備と有利販売、所有者への収益還元に努めます。なお、補助事業で所有者負担が発生する場合には、森林組合の指導費で対応しますので、所有者は安心ですし、どこの森林でも、柔軟に森林施業にも取り組み易くなります。

(*5) ウッドショック : 世界中に影響を与えている新型コロナウイルス感染症拡大により、多方面で物流がストップする中、輸入木材が不足し、木材全体の価格が高騰しました。

(*6) 森林施業プランナー・森林経営プランナー : 森林施業プランナーとは、小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や事業の収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりを持った「森林経営計画」の作成指導の中核を担う人材のこと。

森林経営プランナーとは、林業経営体が厳しい経営環境下でも収益を確保し、森林所有者の所得向上にも資するよう、主伐・再造林や木材の有利販売等林業経営上の新たな課題に対応できる経営人材のこと。



JForest



ATTACH GREAT IMPORTANCE
TO GROWING TREE.

KYOTAMBA-SHINRIN

〒629-1121 京都府船井郡京丹波町本庄木下9番地

電話：0771-84-0086

FAX：0771-84-1018

E-mail：wshinrin@natural.zaq.jp

HP：https://kyotamba-forest.or.jp

